

厚岸町立へき地保育所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月10日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町立へき地保育所規則の一部を改正する規則

厚岸町立へき地保育所規則（昭和49年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和49年条例第4号）」を「（昭和49年厚岸町条例第4号。以下「条例」という。）」に改める。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条の次に次の3条を加える。

（保育料の端数計算）

第8条 条例第7条に定める保育料の計算において、10円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てるものとする。

（保育料の日割計算）

第9条 月の途中における入所・退所の徴収金額については、入所の日から又は退所の日まで日割を持って計算する。

2 前項の計算において生ずる1円未満の端数については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用する。

（保育料の徴収）

第10条 町長は、保育料について当月分をその月の25日まで納額及び納付期限を付して、保護者に通知しなければならない。

2 保育料の徴収については、この規則に定めるほか「使用料等の督促等に関する条例（昭和39年条例第7号）」を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町立へき地保育所規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。